

環境修復事業の概要

産廃特措法（以下「特措法」）に規定する実施計画に基づき、環境修復事業（以下「恒久対策」）を行うに際しての基本的な考え方を整理する。

1. 特定支障除去等の対象（事業範囲）

(1) 特定産業廃棄物

PCB が含まれていたと考えられるコンデンサ等の不法投棄された廃棄物

(2) 特定産業廃棄物と密接不可分の汚染された油等

当該地には、昭和 46 年以前に埋め立てられた泥状物に由来すると考えられる油が存在し、この油が不法投棄された PCB により汚染され、汚染された油に起因し土壌等が汚染されている。

2. 生活環境保全上達成すべき目標

生活環境保全上の支障である PCB を含む油を除去し、併せて汚染された土壌等の対策を講じることにより、「河川水に PCB を含む油が滲出せず、周辺地下水にも油の拡散が認められない状態」にすることを生活環境保全上達成すべき目標とし、具体的な判断指標を下記のとおりとする。

河川水	①河川の水質が環境基準値以下であること ②河川水面に油膜が認められないこと
周辺地下水	①地下水の水質が環境基準値以下であること ②周辺観測井の地下水面で油膜が認められないこと

3. 恒久対策の方法（支障除去等の基本的考え方）

本事案における特徴は、PCB が油を媒体として周辺の土壌等を汚染し、近傍の河川に汚染された油が滲出していることである。支障の除去等の主目的は、汚染された油を除去することであり、対策エリアの特徴に沿って油の回収を実施する。

4. 対策区域の設定

現在及び過去の土地使用履歴の違い等により、対策区域を 5 つのエリアに区分する。

- ①汚染源域・・・不法投棄されたコンデンサ素子等の投棄物及び高濃度の PCB が留まっていると想定されるエリア
- ②低水護岸部・・・計画高水位以下で、年間数回程度の水没が想定されるエリア
- ③高水敷部・・・計画高水位以下で、過去 10 年間水没していないエリア
- ④北側・振子川護岸エリア
 - ・・・工場用地であり、現在事務所や駐車場として利用されており、大部分が舗装されているエリア
- ⑤旧処分場内・・・計画高水位以上の区域で、過去（昭和 48 年から平成 5 年まで）に処分場として利用されており、油量が最も多いエリア

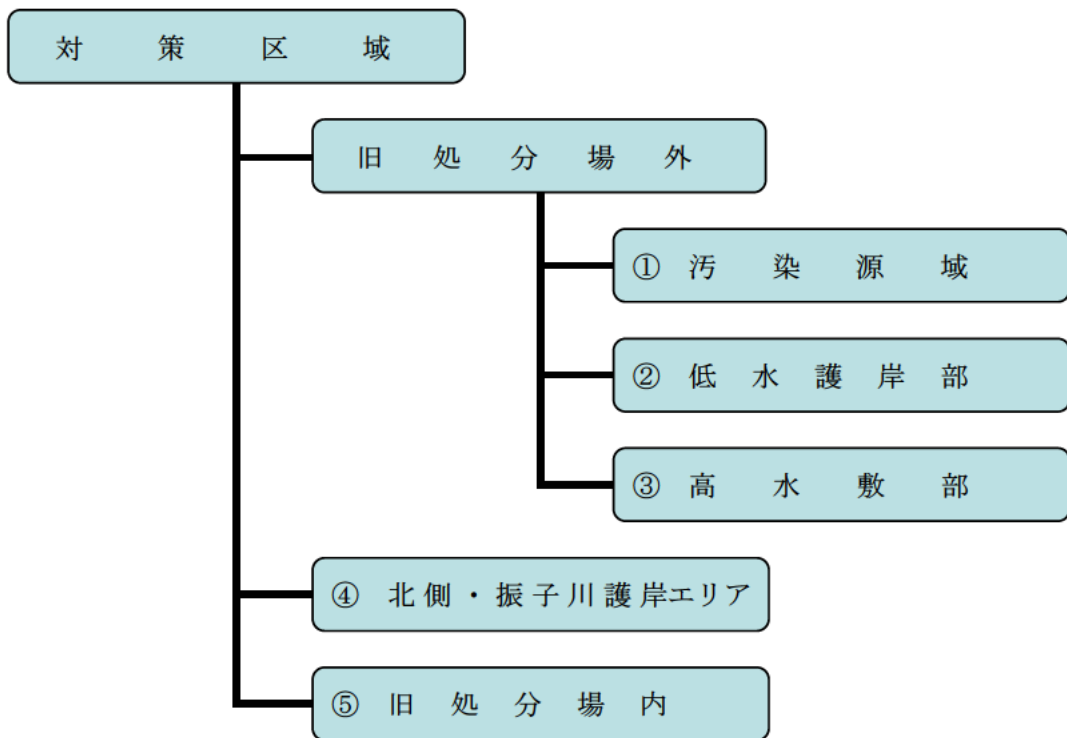


図1 対策エリアの区分(1/2)

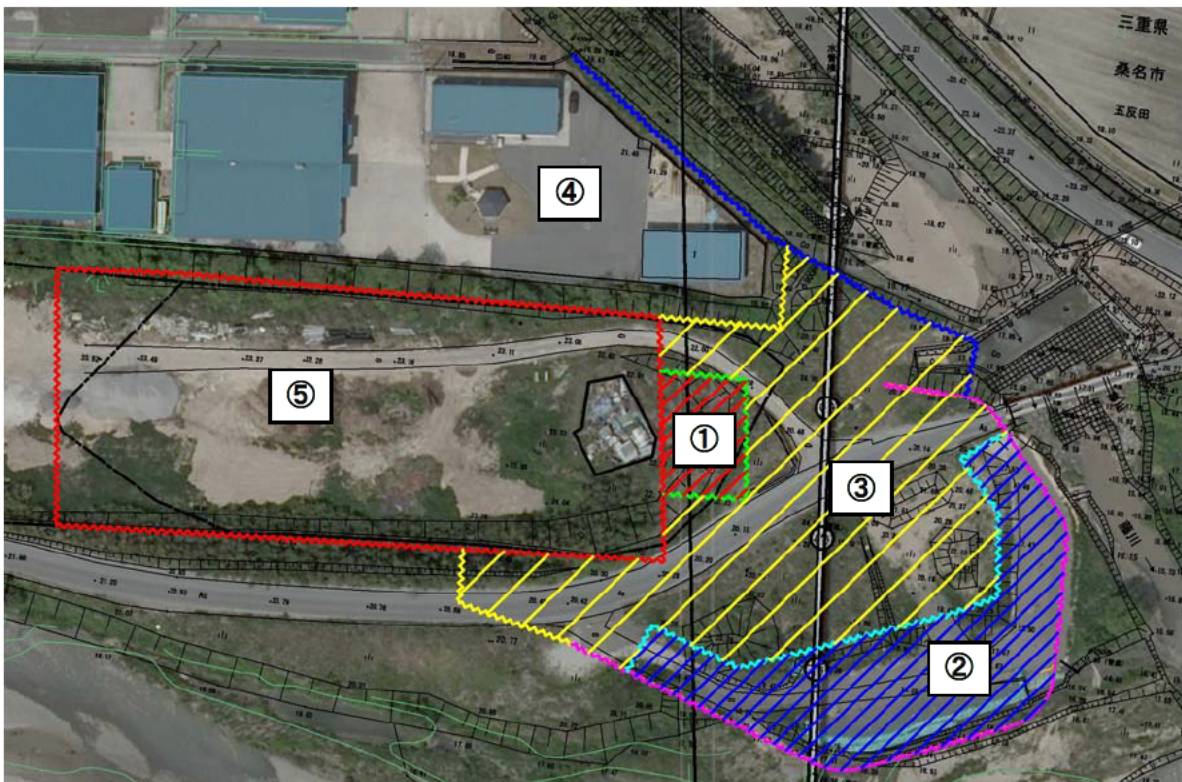
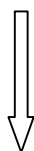


図2 対策エリアの区分(2/2)

5. 恒久対策の進め方について

恒久対策の進め方については、以下に示す各ステップに進行管理指標を定めて進めるものとし、PCB 廃棄物の処理体制の整備状況等を勘案し、当面 Step2 までの完了を目指す。

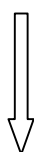
Step1：緊急的な措置として設置した鋼矢板による拡散防止措置に加え、油拡散区域の掘削等の工事に対応できる、より確実な拡散防止措置を講じる。(全区域対象)



(目標とする状態)

PCB を含む油の移動・拡散が防止されている。

Step2：PCB 汚染源となっている不法投棄された廃棄物から新たに汚染が拡散しないための措置（汚染源域対策）と河川水の増水時にも油が流出しない措置（低水護岸部対策）を講じる。また、その他の区域についても油回収等の対策を開始する。



(目標とする状態)

- ・汚染源域からの新たな PCB 流出の懸念がなくなる。
- ・冠水時においても、河川への PCB 流出の懸念がなくなる。

中間検証の実施

Step3：旧処分場内の油についても、新たに河川に流出しない具体的な対策を講じる。

Step4：PCB で汚染された PCB 廃棄物の適正処分を行う。

6. 中間検証の考え方について

恒久対策は、特措法による支援を受け実施するものであり、特措法期間内に対策エリアにおいて、油回収等を行う。対策実施期間を 4 段階（Step1～Step4）に分割し、優先度の高い区域から順次対策を実施するものとし、PCB 廃棄物の処理体制の整備状況等を勘案し、旧処分場内の具体的対策については、計画変更時までに検討・決定するものとする。

計画を変更する際には、恒久対策全体について「中間検証」を行い、旧処分場内の具体的対策工法を決定することに加え、それまでの対策効果を検証し、必要であれば追加対策の実施や工法の変更を検討する。

なお、回収した油・廃棄物についても、対策期間内に処分を行うものの、具体的な処分方法については、計画の変更を行うことにより、処分時点での最適な方法により実施するものとする。

また、旧処分場内における具体的な油回収等の方法は、Step2 終了時まで選定することとしており、当初計画には、その対策費用を計上できないため、中間検証を経て、実施計画を変更する際に計上するものとする。

対策エリア/対策内容		対策実施期間												
		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目		
		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34		
旧処分場外		<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%; text-align: center;"> <p>Step 1 確実な拡散防止</p> </div> <div style="width: 30%; text-align: center;"> <p>Step 2 ・汚染源除去 ・旧処分場外/北側油対策</p> </div> <div style="width: 30%; text-align: center;"> <p>Step 3~4 ・旧処分場内油対策(恒久対策の実施) ・保管廃棄物適正処分</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">中間検証</p>												
		汚染源域	①鋼矢板の設置	鋼矢板設置	②油の回収	既存井戸	③土壌対策		④廃棄物対策(汚染源の除去)					
		低水護岸部	①鋼矢板の設置	鋼矢板設置	②油の回収	既存井戸	③土壌対策							
		高水敷部	①鋼矢板の設置	鋼矢板設置	②油の回収	既存井戸	③土壌対策							
護岸北側・工子側・リリア		①鋼矢板の設置	鋼矢板設置	②油の回収	既存井戸	③土壌対策								
旧処分場内		①鋼矢板の設置	鋼矢板設置	②油の回収	既存井戸	③土壌対策								
共通		油・廃棄物の保管		土壌の浄化・処分		油・廃棄物の処分								

図3 恒久対策スケジュール